



兵庫県養父市

地域おこし協力隊

募集要項

(自伐型林業)

多自然地域の「養父市（やぶし）」は422.91平方キロメートルと広い面積を有します。またそのうち森林面積は約84%になる356.04平方キロメートルになります。その森林を保全していくため自伐型林業の普及・実践に取り組んでいます。

そんな養父市の自伐型林業プレイヤーになってみたいという方。そして、まちの案内人となって活動いただく地域おこし協力隊を募集します。

地域課題の解決に向けた新たな活動に積極的に取り組んでいただき、地域に活力を与え、魅力あるまちづくりの実現に向けて活動していただけることを期待しております。

あなたの才能を  
養父市はもとめています。



やっぶー

養父市イメージキャラクター

## 1. 業務概要

行政、地域住民及び関係団体と協力・連携し、次のような「地域おこし活動」をしていただきます。

- (1) 自伐型林業の技術の習得・グループ活動
- (2) 自伐型林業の実践と普及に関する活動
- (3) 養父市林業活性化センターや林業経験者、養父市自伐型林業協議会と協力しながら市内の山林等の状況を学び現状を把握し自伐型林業を実践する活動
- (4) 他の自伐型林業従事者とチームで活動したり、将来的には個人事業主として林業に携わる活動

## 2. 応募資格

- (1) 令和8年4月1日現在で、年齢が20歳以上（性別不問）
- (2) 三大都市圏等に在住し、採用後養父市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方。（ただし、条件不利地からの場合、制限されることがあります。）
- (3) 過疎地域等の活性化に意欲があり、地域住民と親交を深める意思のある方。
- (4) 契約期間満了後に**養父市内で起業、就業して定住する意思のある方。**
- (5) 自らの意思及び責任において活動を実施できる方。
- (6) 自らの力で生活を維持することができる方。
- (7) 契約期間を全うする意思のある方。
- (8) 心身ともに健康で、正常な状態で誠実に職務ができる方。
- (9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許以上を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）方。
- (10) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント・インターネット操作など）の一般的な操作のできる方。
- (11) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

## 3. 募集人数

1人

## 4. 活動地域

養父市全域

## 5. 活動日

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる日数

※一か月単位で判断します。（原則 20日間／月）

※活動内容によっては、土・日・祝日の活動も含まれます。

## 6. 活動時間

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる時間

（原則 7時間／日）

## 7. 活動期間

委嘱日から活動開始年度の3月31日まで(予定)

※活動に取り組む姿勢、活動成果等を勘案し、最長で3年まで延長します。

※着任日については、相談のうえ決定します。

※契約は年度単位とします。

## 8. 報償費

月額 224,000円

※予定していた成果が達成されない場合は、減額してお支払いする場合があります。

活動費 150,000円/月

※活動に必要な経費については、支払い実績に応じて月ごとに別途支払いします。

(例：住居手当40,000円以内、車両手当20,000円程度、活動に必要な消耗品や経費に最大90,000円程度)

## 9. 待遇等

- (1) 本市との雇用契約はありません。業務委嘱契約によるものです。
- (2) 社会保険・損害賠償保険には各自で加入をお願いします。
- (3) 確定申告は各自をお願いします。
- (4) 本市までの交通費、引越しに必要な経費は自己負担となります。
- (5) 活動期間中の住居は、各自で準備をお願いします。ただし、入居に際し必要となる敷金、礼金は市が負担します。
- (6) 毎月の家賃は、既定の範囲内をもって市が負担します。  
※ただし、食費、光熱費、通信費、駐車場代等は各自でご負担いただきます。
- (7) 田舎暮らしには、通勤や買い物等に自家用車等の移動手段が必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。  
※隊員活動、生活にかかわらず、市からの車の貸与はありません。
- (8) 活動に必要な消耗品・備品等の購入は双方、協議のうえ、決定します。
- (9) 市が必要と認めた研修旅費については、本市の旅費規定に基づき予算の範囲内で支給します。
- (10) 大型特殊運転免許、特殊車両の作業用免許など自伐型林業に必要な資格は契約期間中に、必要に応じて取得する事が可能です。
- (11) 林業未経験者の場合は、養父市自伐型林業協議会に所属していただくことで、経験者からの技術研修を無料で受けていただけます。

## 10. 募集期間

令和8年4月6日(月)から随時受付

※応募人数に達し次第、予告なく募集を一時停止することがございます。

※応募をご検討の方は下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

## 11. 選考方法

### 《第1次審査：書類審査》

下記の①から④の書類（※④は任意提出）を準備し、郵送または直接、提出してください。

①「令和8年度 養父市地域おこし協力隊応募用紙」

※応募用紙には、「志望動機、地域おこしに対する思い」と「活動の計画」、「活動終了後の自分」の項目があり、記入必須となります。

②住民票

③普通自動車運転免許証の写し

④その他PR資料【任意】

※過去に取り組んだ地域おこし活動、社会貢献活動、企画したイベント、事業等の資料や商品開発、研究成果資料等

### 《第2次審査：一次面接》 【オンライン可】

第1次審査合格者を対象に開催日時、場所等をお知らせします。

※選考結果についてのご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。

### 《第3次審査：二次面接》

第2次審査合格者を対象に開催日時、場所等をお知らせします。

※選考結果についてのご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。

※選考にかかる交通費、宿泊費等の経費は自己負担でお願いします。ご了承ください。

## 12. お問い合わせ先・応募先

### 【問い合わせ・応募先】

養父市役所

○応募について

市民生活部 やぶぐらし未来協創課

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675

電話 079-662-3172（直通）

E-mail [yabugurashi@city.yabu.lg.jp](mailto:yabugurashi@city.yabu.lg.jp)

○募集内容に関すること

産業環境部 林業活性化センター

電話 079-664-1451（直通）

E-mail [rinkatsu@city.yabu.lg.jp](mailto:rinkatsu@city.yabu.lg.jp)